

## 監査公表第20号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年11月22日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 下江洋行

### 第1 監査の対象

財政援助団体 新城市国際交流協会  
団体の所管部課 企画部企画政策課

### 第2 監査に当たった監査委員

近藤 隆、下江洋行（ただし、令和元年11月11日までは滝川健司）

### 第3 監査の期間

令和元年8月23日～令和元年11月19日

### 第4 監査の方法

新城市国際交流協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、団体事務室の現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

### 第5 監査の結果等

#### 1 監査対象団体の概要

新城市国際交流協会は、日本及び諸外国の都市の市民がお互いに理解と友情の上に立ち、文化・スポーツ・経済等に関する交流を通じて、相互の友好関係を促進し、もって国際親善に寄与するとともに世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的として設立された。

#### (1) 役員等数（令和元年8月末現在）

会長1名、副会長2名、会計2名、理事17名、監事2名、顧問3名

#### (2) 事務局体制（令和元年8月末現在）

事務局長1名、事務局員1名

#### (3) 事業

つながる

高校生海外派遣（海外友好都市に高校生を派遣し交流する）

国際交流イベント（さまざまな国際交流を開催する）

外国人生活支援（外国人のための日本語教室を開催する）

国際協力（友好都市関係者や非営利団体などと協力し、発展途上や貧困・災害

地域への支援を行う。市内避難所に外国人支援ツールを備える等外国人への防災支援を行う)

知る・学ぶ

外国語講座（外国語講座を開催する）

日本語ボランティア講座（日本語ボランティアの入門講座を開き、外国人支援者の輪を広げる）

広報事業（ホームページや会報誌にて活動をPRする）

楽しむ

世界の文化体験（衣・食・生活・スポーツなど世界のさまざまな文化を学び体験する。）

情報交換会（市内外国人や、海外在住経験のある市民を迎え、情報交換会を開催する）

はぐくむ

キッズ部会（年間の「親子ふれあいひろば」やイベントを通し、こどもの国際交流の芽を育てる）

## 2 監査対象事業について

補助事業等

平成30年度

新城市国際交流協会補助金 2,625,700円

令和元年度

新城市国際交流協会補助金 3,500,000円

## 3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

### 【新城市国際交流協会】

意見

- 1 終業時は現金出納簿と現金残高の確認を行い、管理者である事務局長がそれを確認し、現金出納簿に押印するなど、預金、現金の管理を厳重に行う仕組みを構築されたい。
- 2 キッズ部会のピーカーブー事業により会員数の増加が図られた。底辺を広げて事業収入を上げていく協会の方針は、国際社会で活躍する人材が育ち、市全体の国際化や多文化共生社会が形成されると考えられる。地域での身近な交流と地球規模のグローバルな国際交流に繋がるような事業展開を期待する。

## 【企画部企画政策課】

### 指摘事項

新城市国際交流協会補助金交付要綱第4条で補助金の額について規定されているが、端数処理について要綱に基づいた処理がなされていなかった。また、補助事業に係る他の収入を控除した額を補助金の額としているが、他の収入の捉え方が曖昧である。要綱に沿った補助金の交付をされたい。